

量子イノベーションイニシアティブ協議会規約

(令和2年12月11日制定)

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、第2条(目的)に賛同する法人等が集まり、相互に協力し、第3条(本協議会事業内容)に定める事業を共同して行うものとする。

2 本協議会は「量子イノベーションイニシアティブ協議会」と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、量子コンピューター技術の社会実装を世界に先駆けて実現するため、当該技術に関わる産学官の協力を促進し、相互の情報交換を密にすることをもって、我が国全体のレベルアップを図る。

(本協議会事業内容)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために次の活動を行うこととする。

(1) 量子計算ソフトウェア・アプリケーションに関する情報交換

(2) 量子コンピューターに我が国のものづくり技術を適用し飛躍的性能向上を図るための量子ハードウェアに関する情報交換、及び次世代量子コンピューターの開発に結び付く基礎科学技術に関する情報交換

第2章 会員

(会員)

第4条 本協議会の会員になろうとする法人等は、国立大学法人東京大学(以下「東京大学」という。)と所定の共同研究契約等を締結した上で、量子イノベーションイニシアティブ協議会協定書を締結するものとする。又は、東京大学に所定の協賛申込みを行った上で、量子イノベーションイニシアティブ協議会協定書を締結するものとする。

(1) 本協議会の会員は、正会員、準会員の2種から構成される。(本規約において、正会員、準会員を併せて「会員」という。)

(2) 正会員は、日本に設置される **IBM-Q System One** にアクセスできるものとする。

(3) この他、会員の正会員及び準会員の区分については、東京大学において別に定めるものとする。

2 本協議会の会員になろうとする法人等は、本規約に同意の上、所定の申込書等を事務局あてに提出し、別に定める規定に従いプロジェクトリーダーが正会員又は準会員の別を確認の上、参加するものとする。ただし、東京大学と本協議会の会員になろうとする法人等との間で別途締結される共同研究契約に際して提出される「共同研究申込書」、又は本協議会への参加を希望する法人等から東京大学に提出される協賛申込書等をもって、当該申込書に代えることができるものとする。

(退会)

第5条 会員は、別途東京大学と締結する共同研究契約書の終了又は中止により、本協議会を退会す

ることができる。協賛申込による会員については、退会申込書を提出することにより、本協議会を退会することができる。

- 2 退会した会員は、会員としての資格は失うが、「量子イノベーションイニシアティブ協議会秘密保持規約」に基づく義務の遵守を免れるものではない。

(除名)

第6条 本協議会の活動において、本規約の重大な違反、本協議会の趣旨や目的に明らかに反する行動、言動、及び明らかに自己の利益のみを追求する行為などが会員にみられ、本協議会の活動に支障をきたすものと総会が判断した場合は、その決議により当該会員を本協議会から除名することができる。ただし、かかる決議に際しては、当該会員に弁明の機会を与えるものとする。

なお、除名となった場合は、共同研究契約等も中止することができるものとする。

- 2 除名の効力は直ちに発生し、決議をもって会員の権利は消滅する。なお、「量子イノベーションイニシアティブ協議会秘密保持規約」に基づく義務の遵守を免れるものではない。

(譲渡制限)

第7条 会員は、プロジェクトリーダーの書面による事前の同意を得ることなく、本規約上の義務または権利の一部または全てを第三者に譲渡してはならない。

第3章 機 関

(会長及びプロジェクトリーダー)

第8条 本協議会は、会長及びプロジェクトリーダーを各1名置くこととする。

- 2 会長は本協議会を代表するものとする。
- 3 プロジェクトリーダーは、東京大学の教授が務め本協議会の会務を総括するものとする。
- 4 会長及びプロジェクトリーダーは第9条第4項にて選出された委員の中から総会にて選出される。
- 5 会長及びプロジェクトリーダーの任期は選出の日より1年間とし、再任を妨げない。

(総会)

第9条 総会は、本協議会の最高意思決定機関とする。

- 2 総会は、毎年1回開催するものとする。
- 3 総会は、必要に応じて、書面又は電子メール等の電子的手段による総会とすることができるものとする。
- 4 会員は、所属する機関等からそれぞれ代表者1名を総会の委員として選出するものとする。
- 5 総会の委員の任期は1年間とし再任を妨げない。ただし、共同研究契約等の研究期間又は事業(協賛)期間を超えないものとする。
- 6 各正会員は、総会における一票の議決権及び選挙権並びに被選挙権を有する。
- 7 準会員は、総会における議決権、選挙権、被選挙権を有しない。しかし、動議を提出し、審議に参加する権利を有する。
- 8 総会は、委員の過半数の出席(委任状を含む)により成立し、出席した正会員の委員の過半数の同意をもって議決するものとする。なお、議決につき賛否同数の場合は、会長が決するものとする。

9 総会は、本協議会の設立、継続、及び解散を議決するほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定、及び改正
- (2) 事業計画、及び事業報告
- (3) その他、重要と認める事項
- (4) 必要に応じて運営組織、研究組織の検討・設置

10 総会の議長は、プロジェクトリーダーが務めるものとする。

(幹事会)

第10条 幹事会は、総会への付議・報告事項、次年度の活動企画、その他本協議会の運営に関わる事項を協議することとする。なお、総会の委員と兼ねることができる。

2 幹事会は、毎年2回以上開催するものとする。

3 幹事会は、必要に応じて、書面又は電子メール等の電子的手段により開催することができるものとする。

4 幹事会は、会長、プロジェクトリーダー、及び正会員からそれぞれ1名ずつ選出される代表者で構成されるものとする。

5 幹事会の委員の任期は1年間とし再任を妨げない。ただし、共同研究契約等の研究期間又は事業(協賛)期間を超えないものとする。

6 幹事会には、必要に応じてプロジェクトリーダーが指名するオブザーバーの出席を求めることが出来、事務局長は常時陪席とする。なお、オブザーバー及び事務局長は、議決権を有さないものとする。

7 幹事会は、第4項に定める構成員の過半数の出席により成立し、出席した議決権を持つ構成員の3分の2以上の同意をもって議決するものとする。

(事務局)

第11条 本協議会は、東京大学に事務局を設置し、その職務を決定する。

2 事務局は、本協議会への参加または脱退の申し込み受付や、会員への諸連絡、及び予算執行・管理、総会運営業務など、本協議会の運営に関わる事務を行う。

3 事務局に事務局長を置き、事務局業務を総括する。

4 本協議会の総務会計業務の窓口は事務局が担当する。

5 事務局は、プロジェクトリーダーの承認により、その業務の一部を外部に委託することができる。

第4章 一般規則

(責任の放棄)

第12条 本協議会の活動は、すべて各会員の自己の責任において遂行されるものとし、本協議会の活動に伴ういかなる事故、物損などの損害についても、他の会員、東京大学、会長、プロジェクトリーダー、事務局長または事務局員は一切の責任を負わないものとする。ただし、会員間または東京大学と会員との間の契約で別段の定めをした場合は、当該契約に従うものとする。

(法令の遵守)

第13条 会員は、独占禁止法に抵触する懸念のある情報交換・提供を行わないものとするほか、関

連する法令を遵守する。

(協議)

第14条 本規約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、総会にて協議の上、定めるものとする。ただし、本協議会全体に関わる事項でない場合は、関係する会員間または東京大学と関係する会員との間で協議の上、定めるものとする。

(準拠法)

第15条 本規約は、日本法に基づいて成立し、解釈されるものとする。

(活動期間と事業年度)

第16条 本協議会は、令和2年7月30日に設立され、令和7年7月31日まで存続する。ただし、第9条第8項及び第9項に基づき、総会の議決により更に継続することができる。

-以上-